

重要事項説明書

Important Explanation Detective Industry

探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく重要事項説明書

委任者と締結する調査委任契約の内容及びその履行に関する事項について、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号、以下「探偵業法」という）第8条（重要事項の説明等）の規定に基づき、次の通り説明致します。
この内容は重要ですので、十分ご理解されるようお願い致します。

1、依頼者（委任者）

私は、探偵業の業務の適正化に関する法律第8条に基づく重要事項の説明を確かに受けましたので署名いたします。

説明受諾日	平成 年 月 日 []
住 所	
氏 名	⑧
連 絡 先	
連 絡 先 Mail	@

2、探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法

- 調査の内容については、「調査委任契約書」に記載いたします。
- 調査期間については、契約締結時に定めます。但し、諸事情により変更する場合は、委任者と当社において十分な協議検討を行った上で再度定めることができるものとします。
- 調査方法については、調査委任契約書の調査指定事項並びに特記事項に記載いたします。

3、調査結果報告の方法および期限

調査報告方法	<input type="checkbox"/> 調査報告書の提出 <input type="checkbox"/> 口頭報告 <input type="checkbox"/> その他（ ）
結果報告期限	平成 年 月 日 [] ※ 但し、業務の進捗状況等によっては報告日が前後することがあります。 その場合は委任者と協議し報告期限を変更できることとします。

4、調査料金に関して

当社規定による調査料金表に基づき見積額と支払時期を下記のとおり定めます。（別添の調査料金表参照）※消費税額を含む

調 査 内 容	調査料金（見積額）	支払時期・方法
調 査 項 目	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
調査実費（経費）	内訳； 円	
成功報酬	円	
総合計見積金額（消費税含）	円	

※ 調査実費については見積であり、実際には調査の進捗状況により金額は増減する場合がありますのでご了承ください。

4、調査関係書類の処分期限

本件探偵業務に関して作成し、または取得した資料に関しての処分期限は以下のとおり定めます。

処 分 期 限	<input checked="" type="checkbox"/> 調査終了時まで <input type="checkbox"/> 報告書提出時迄 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他
---------	---